

平成30年3月6日  
四国地方整備局 道路部

## 【四国初】PFI手法による電線共同溝の整備 「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業」の民間事業者を選定しました。

### 1. 概要

「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業」について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定に基づき民間事業者を選定したので、同法第11条の規定により結果を公表します。

### 2. 公表先

四国地方整備局HP

URL:<http://www.skr.mlit.go.jp/send/hattyyu/pfi/higashiishiamayama/higashiishiamayama.html>

※本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.4 全国に先駆けて進行する人口減少への「子国」支援対策プロジェクト】の取り組みに該当します。

### 問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 道路部

道路管理課 TEL：087-811-8325（ダイヤルイン）

◎道路管理課長 庄野 達也（内線4411）

建設専門官 多田 貴幸（内線4413） ◎：主な問い合わせ先

# 東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業

## 民間事業者の選定について

平成30年3月6日

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業の民間事業者を選定しましたので、結果を公表します。

平成30年3月5日、東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定に基づき民間事業者を選定したので、同法第11条の規定により結果を公表します。

落札者: エヌ・ティ・ティ・インフラネット グループ

入札結果概要:

入札参加者	得点 (X)	入札価格(億円) (Y)	入札価格 ≤ 予定価格	評価値 (X/Y)	総合順位
エヌ・ティ・ティ・ インフラネット グループ	826.25	19.15	○	43.146	1位

※評価値は小数点以下3桁までを表記

得点内訳、審査講評及び入札結果に関する詳細資料は後日、四国地方整備局ホームページへの掲載、その他適宜の方法により公表する予定です。

(参考)

## 事業概要

### 1. 事業の対象となる公共施設等の名称等

- (1)事業名：東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業
- (2)事業施工場所：一般国道 33 号 愛媛県松山市東石井 2 丁目～小坂 5 丁目
- (3)事業延長：約 3.1km(東石井地区:約 1.4km、天山地区:約 1.7km)
- (4)公共施設等の種類：
  - ・電線共同溝(道路法第 2 条第 2 項の 7 に定める電線共同溝(道路の附属物))
  - ・道路(車道、歩道、植樹柵等)
  - ・道路附属物等(道路照明、道路標識等)

### 2. 特定事業の概要

PFI手法(サービス購入型・BTO(Build—Transfer—Operate)方式)による電線共同溝等の建設、維持管理

### 3. 事業期間

事業契約の締結日から平成 44 年 3 月 31 日まで(約 14 年間)

### 4. 入札方式

- (1)入札説明書に定める資格、実績の有無の確認及び代替技術提案書の採否可否の確認(第一次審査)並びに入札参加者が策定した事業計画の提案内容の評価(第二次審査)を経て、落札者を決定
- (2)第二次審査については、提案内容、入札価格の両者を総合的に評価する総合評価落札方式により実施

### 5. 入札スケジュール

入札公告 :平成 29 年 10 月 31 日  
第一次審査資料の受付期限:平成 29 年 11 月 29 日  
第一次審査結果の通知 :平成 29 年 12 月 19 日  
第二次審査資料の受付期限:平成 30 年 1 月 24 日  
開札及び民間事業者の選定:平成 30 年 3 月 5 日

# P F I 事業対象範囲

一般国道33号 東石井・天山地区電線共同溝（愛媛県松山市）



# 【参考】今後の主なスケジュール 等

平成29年8月10日 実施方針※1の公表(PFI法第5条)

※特定事業※2として実施することが適切か評価

平成29年10月13日 特定事業の選定、客観的な評価の公表(PFI法第7条、第11条)

平成29年10月31日 入札公告

平成29年11月29日 入札表明書の受付

平成29年12月19日 競争参加資格確認結果の通知

平成30年1月24日 入札書及び提案書の受付

特定事業を実施する民間事業者を客観的評価により選定

平成30年3月6日 民間事業者の選定・客観的な評価の公表(PFI法第8条、第11条)

平成30年3月頃 事業契約の締結及び公表(PFI法第5条)

民間事業者による事業着手

※1: 特定事業の選定、民間事業者の募集・選定、特定事業の実施等に関する事項を定めたもの  
※2: 公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの

# 東石井・天山地区電線共同溝PFI事業について

○道路の防災性能の向上、安全・円滑な交通の確保、良好な景観形成を目的に無電柱化事業に取り組んできたところですが、平成28年12月「無電柱化の推進に関する法律」の成立をうけ、今後、更なる推進を図ることとしております。

○無電柱化の事業実施にあたり、平成28年2月の自治体アンケート調査の結果では「整備コストが高い」「電力・通信事業者との調整が難航」「無電柱化の事業を理解した職員がいない」などが大きな課題となっています。(資料1)

○PFI手法の導入により、一括発注による契約手続き回数の削減や予算の平準化による負担の軽減が可能となるとともに、民間の技術やノウハウの活用により、コスト縮減や円滑な事業調整が可能となります。(資料2)

○国土交通省では本事業箇所での実績を踏まえ、今後PFI手法による電線共同溝事業の更なる拡大を図っていくこととしています。

# 無電柱化事業推進にあたっての課題

資料1

## ○無電柱化事業を実施するにあたっての課題（平成28年2月自治体アンケート調査を実施）

- ①コストが高い
- ②電力会社や通信会社などの関係者が多く、事業調整が困難である
- ⑦無電柱化事業を理解した職員がいない

### ①コストが高い

⇒ 民間の技術やノウハウの活用によるコストの縮減、予算の平準化による負担の軽減が可能

### ② 事業調整が困難

### ⑦ 事業を理解した職員が

いない

⇒ 設計・施工や事業調整、完成後の維持管理まで事業者が実施

## ○無電柱化事業を実施するにあたっての課題

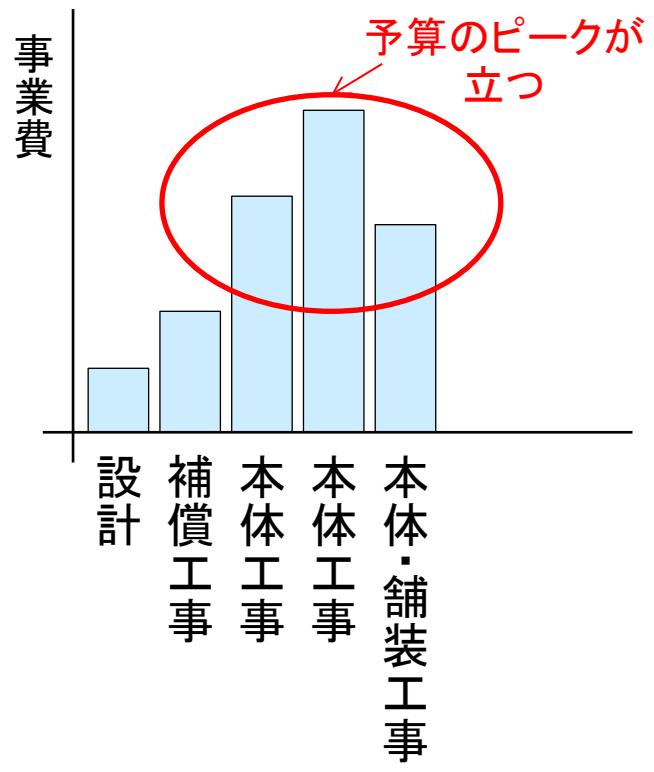


※市区町村長の会において、H28. 2にアンケート調査を実施。252団体中の189団体から回答(回答率75%)

# PFI手法の導入による効果

- 電線共同溝事業の本体工事期間に予算のピークが立つため、平準化が必要
  - ⇒ PFI手法を導入した場合、施設整備費の割賦払いが可能
- 電力会社や通信会社などの関係者が多く、事業調整に時間を要している
  - ⇒ 管路整備に精通した民間の技術やノウハウの活用

【これまでの電線共同溝事業】



【PFI手法による電線共同溝事業】

